

平成28年熊本地震による
被災農林漁業者への支援対策

平成28年10月1日

熊本県農林水産部

平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策【目次】

項目	No	概要	事業名	頁
1. 農舎・畜舎、農業用ハウス、農業用機械、加工施設等が被害を受けた				
(1) 農舎・畜舎、農業用ハウス、農業用機械、加工施設等を復旧したい				
補助事業				
	1	被災した農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援	震災復旧緊急対策経営体育成支援事業	P1
	2	作物、農地、農業機械等に被害を受けた産地において、作目転換等に必要な農業機械リース・パイプハウス等の共同購入、営農再開に必要な資機材等の確保を支援	産地活性化総合対策事業 (熊本地震対応産地支援事業)	P2
	3	中心的な畜産経営体への施設整備・機械導入等に対する補助	畜産クラスター事業 (平成28年熊本地震対応)	P3
	4	被災した酪農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎修理資材の供給、家畜導入等への支援	酪農経営支援総合対策事業	P4
	5	被災した肉用牛農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎修理資材の供給、家畜導入等への支援	肉用牛経営安定対策補完事業	P5
	6	被災した養豚農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎修理資材の供給、家畜導入等への支援	養豚経営安定対策補完事業	P6
資金				
	1	地震により被害を受けた農業者等が、経営改善を図るのに必要な、長期かつ低利の資金を融資	農業近代化資金	P7
	2	被害を受けた認定農業者が、農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般を融資	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	(P7)
	3	地震により被害を受けた農林漁業者の、果樹改植、農林漁業施設、共同利用施設の復旧に要する費用を融資	農林漁業施設資金	(P7)
	4	畜産クラスター事業(平成28年熊本地震対応)を実施するため、既往負債を低利で長期な資金に一括借換える資金を融資	畜産経営体質強化支援資金	P8
資金負担軽減				
	1	地震被害対策として融資を受ける農業者等に対する利子補給や保証料支援、農業信用基金協会への出えん	平成28年熊本地震被害対策資金(農業)	P9
(2) 農舎・畜舎、農業用ハウス等を撤去したい				
補助事業				
	1	被災した施設(農産物の生産に必要なもの)の解体、廃材の運搬・処理に対する助成	震災復旧緊急対策経営体育成支援事業	(P1)
2. 作付への影響が生じている				
(1) 作付転換をしたい				
補助事業				
	1	1. 種子用大豆確保事業 転換用大豆種子の確保・供給にかかる経費を助成	熊本地震営農支援事業	P11
	2	2. 生産組織作業委託支援事業 作物転換等にかかる生産組織等の作業受託の掛かり増し経費を助成	熊本地震営農支援事業	(P11)

項目		No	概要	事業名	頁
		3	作物、農地、農業機械等に被害を受けた産地において、作目転換等に必要な農業機械リース・パイプハウス等の共同購入、営農再開に必要な資機材等の確保を支援	産地活性化総合対策事業 (熊本地震対応産地支援事業)	(P2)
3. 果樹・茶が被害を受けた					
	(1) 改植をしたい				
	補助事業	1	果樹・茶産地において、倒木等の被害が生じた場合に対し、被害果樹・茶の改植、未収益期間等に対する支援	果樹・茶産地再生支援対策	P12
4. 家畜等が被害を受け畜産経営に支障が生じている					
	(1) 被災家畜を適正に処理したい				
	補助事業	1	1. 被災家畜適正処理支援 死亡、負傷した家畜の搬出、輸送等に要する経費の一部を支援	畜産経営復旧緊急支援事業	P13
	(2) 施設が復旧するまでの間の経営継続を図りたい				
	補助事業	1	2. 家畜飼養管理緊急支援 畜産農家の施設が復旧するまでの間、①家畜飼養管理等の作業委託、②一時的な家畜の預託管理に要する経費の一部を支援	畜産経営復旧緊急支援事業	(P13)
	(3) 飼養規模回復のため家畜の導入をしたい				
	補助事業	1	1. 農協等有家畜貸付 農業団体等が、家畜市場等から家畜を導入する経費の一部を補助し、その家畜を農家に一定期間貸付け	地域畜産復興支援事業	P14
		2	2. 家畜導入支援 農業者等が家畜を導入する場合に経費の一部を補助	地域畜産復興支援事業	(P14)
		4	被災した酪農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎修理資材の供給、家畜導入等への支援	酪農経営支援総合対策事業	(P4)
		5	被災した肉用牛農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎修理資材の供給、家畜導入等への支援	肉用牛経営安定対策補完事業	(P5)
		6	被災した養豚農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎修理資材の供給、家畜導入等への支援	養豚経営安定対策補完事業	(P6)
	(4) 被災地域全体で今後を見据えた前向きな取組を図りたい				
	補助事業	1	中心的な畜産経営体への施設整備・機械導入等に対する補助	畜産クラスター事業 (平成28年熊本地震対応)	(P3)
	(5) その他特例措置				
			被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病時等の互助基金の対象に追加	酪農経営支援総合対策事業	P15
			肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、補給金を交付する【肉用子牛生産者補給金制度】において、被災された肉用牛農家に対し、生産者負担金の納付期限の延長等の特別措置を実施	肉用子牛生産者補給金制度	(P15)
			肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)】において、被災された畜産農家の生産者積立金の免除等の特別措置を実施	肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)	(P15)

項目	No	概要	事業名	頁
		肥育豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【養豚経営安定対策事業（豚マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者負担金の免除の特例措置を実施	養豚経営安定対策事業（豚マルキン）	P16
		鶏卵の標準取引価格が補填基準価格を下回る場合に差額の9割を補填する【鶏卵生産者経営安定対策事業】において、被災された鶏卵農家に対し、積立金の減額や積立金残額の返還を実施	鶏卵生産者経営安定対策事業	(P16)
		経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、大家畜・養豚特別支援資金について、通常の貸付日（5月及び11月の末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通	畜産特別支援資金融通事業	(P16)
		被災による影響で飼料代金の支払が困難となった畜産農家に対する飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請		(P16)
5. 農地や農業用施設が被害を受けた				
(1) 応急的に農業用水を確保したい				
補助事業	1	3. 応急給水支援事業 水確保が困難となった農業者への応急的な灌水資材等導入を支援	熊本地震営農支援事業	(P11)
(2) 農業者自ら用水路等を補修したい				
補助事業	1	地震で破損や機能低下等が生じた農地・農業用施設の補修等に取り組む集落の活動を支援	多面的機能支払復旧活動支援事業	P17
(3) 土壌塩分の除去等をしたい				
	1	1. 塩害等対策調査指導事業 液状化現象等による塩水等の流入や土壌の酸性化の状況調査	熊本地震緊急塩害等対策事業	P18
補助事業	2	2. 塩害等対策支援事業 土壌塩分の除去や土壌酸度矯正のために必要な石灰資材の散布支援	熊本地震緊急塩害等対策事業	(P18)
(4) 農地・農業用施設を復旧したい				
補助事業	1	被災した農地や農業用施設の復旧に要する経費	農地等災害復旧事業	P19
	2	地震で破損や機能低下等が生じた農地・農業用施設の補修等に取り組む集落の活動を支援	多面的機能支払復旧活動支援事業	(P17)
	3	震災の影響を受けた地域において、農地等の復旧と一体的に大区画化など、耕作条件の改善を行うとともに、高収益作物への転換等を図る取組を支援	農地耕作条件改善事業	P20
(5) 農業用施設の緊急点検をしたい				
補助事業	1	地震による影響が懸念される農業用施設について、二次災害防止のための緊急点検に要する経費	農村地域防災減災事業	P21
(6) 土地改良区の運営体制の再構築を図りたい				
	1	土地改良区に対し、土地改良事業等の負担金の償還利子相当額を助成	災害被災地域土地改良負担金償還助成事業	P22

項目	No	概要	事業名	頁
	2	土地改良区に対し、事務機器の復旧に対する経費等を助成	被災土地改良区復興支援対策	P23
6. 共同利用施設や卸売市場等が被害を受けた				
(1) 共同利用施設を復旧したい				
補助事業 (農業)	1	被災した農畜産物集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再整備・解体等を支援	生産総合事業（強い農業づくり交付金）（平成28年熊本地震被災施設整備等対策）	P24
(農業)	2	被災した農業共同利用施設の復旧を行う農業協同組合等に対する助成	農業共同利用施設災害復旧事業	P25
(農業)	3	集出荷施設等に被害を受けた産地に対し、当該施設における農産物の出荷円滑化を図るために必要となる掛かり増し経費や施設の簡易な復旧措置等の取組を支援	産地活性化総合対策事業（熊本地震対応産地緊急支援事業）	P26
(水産業)	4	被災した漁協等が所有する共同利用施設の復旧工事に要する経費	水産業共同利用施設災害復旧事業	P27
(水産業)	5	地震により被災した、荷さばき施設等の共同利用施設の再建（整備又は修繕）等を支援	強い水産業づくり交付金	P28
(2) 卸売市場を復旧したい				
補助事業	1	被災した卸売市場施設の復旧に係る経費を助成	卸売市場施設災害復旧事業	P29
(3) 木材加工流通施設を復旧したい				
補助事業	1	被災した木材加工流通施設等の復旧に係る経費に対する助成	木材加工流通施設等復旧対策事業	P30
7. 鳥獣被害防止施設等が被害を受けた				
(1) 鳥獣被害防止施設等を復旧したい				
補助事業	1	被災した被害防止柵等の鳥獣被害防止施設の再整備に対する助成	鳥獣被害防止総合対策事業（地震災害対策分）	P31
8. 林道が被害を受けた				
(1) 林道を復旧したい				
補助事業	1	市町村等が実施する被災した林道の復旧に要する経費に対する助成	現年林道災害復旧事業	P32
9. 山腹崩壊や治山施設等が被害を受けた				
(1) 山腹崩壊や治山施設等を復旧したい				
補助事業	1	地震により発生した山地崩壊箇所の復旧工事に要する経費	緊急治山事業	P33
	2	国庫補助事業の対象とならない地震により発生した山地崩壊箇所の復旧工事等に要する経費	単県治山事業（県営事業）	P34

項目		No	概要	事業名	頁
		3	国庫補助事業の対象とならない地震により発生した山地崩壊箇所において市町村が行う復旧工事に対する補助	単県治山事業 (市町村営事業)	P35
		4	地震により被災した治山施設の復旧工事に要する経費	現年治山災害復旧事業	P36
		5	地震により被災した山地の復旧整備や、被災した森林の被害木の伐倒等を緊急的に実施	治山事業・森林整備事業	P37
10. 土砂等が流入し漁場の機能低下やアサリへの影響が懸念される					
(1) 漁場の機能回復をしたい					
	補助事業	1	熊本地震によって崩壊した泥土等が海へ流出し、河口域へ堆積する恐れがあることから干潟環境における漁業者によるアサリ稚貝の移植や耕うん等の保全活動の支援	水産多面的機能発揮対策事業	P38
		2	河川から流入した土砂等の堆積で機能が低下した漁場において、漁場機能の回復を図るため、作れいや耕うんによる堆積物の除去等を行う	水産環境整備事業費（県営漁場整備）	P39
(2) 海岸に漂着した流木等処理したい					
	補助事業	1	災害により海岸に漂着した流木やごみ等の処理に要する経費	災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費	P40
11. 漁具等が被害を受けた					
(1) 漁具等の復旧をしたい					
	資金	1	地震により被害を受けた漁業者が、経営改善を図るのに必要な、長期かつ低利の資金を融資	漁業近代化資金	(P7)
	資金負担軽減	1	地震被害対策として融資を受ける漁業者に対する利子補給や保証料支援、漁業信用基金協会への出えん	平成28年熊本地震被害対策資金（漁業）	(P9)
	補助事業	1	ノリ生産地について、平成28年度の生産に影響が出ないように、被災地全体の計画的・効率的な復旧を行うためのノリ乾燥機の整備計画作成や点検整備の掛かり増し経費を支援	熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策	P41
12. 漁港漁場が被害を受けた					
(1) 漁港漁場の復旧をしたい					
	補助事業	1	国庫負担の災害復旧に係る測量、調査、設計	単県漁港災害復旧設計調査費（県管理漁港）	P42
		2	国庫負担の災害復旧事業で実施できない小規模で局所的な漁港漁場施設及び漁港海岸保全施設の災害復旧等	単県漁港漁場施設災害復旧費	P43
		3	漁港施設及び漁港海岸保全施設における国庫負担の災害復旧	現年漁港災害復旧費（県管理漁港）	P44
		4	市町村が管理する漁港施設及び漁港海岸保全施設における国庫負担の災害復旧に係る測量、調査、設計	市町村漁港災害復旧設計調査費	P45

項目	No	概要	事業名	頁
13. 経営再建等を図るための資金がない				
(1) 運転資金を借りたい				
資金	1	被害を受けた農林漁業者が、経営を維持するために必要な運転資金を融資	農林漁業セーフティネット資金	(P7)
	2	被害を受けた農漁業者が、経営を維持するために必要な運転資金を融資	地震被害対策緊急資金	(P7)
14. 今後に備えたい				
(1) 農業共済への加入促進				
補助事業	1	1. 市町村加入促進支援事業 市町村が果樹共済や園芸施設共済加入者に対する掛金支援を行う場合の必要経費に対する助成	農業共済加入促進事業	P46
	2	2. 農業共済組合加入促進事業 農業共済組合が未加入者に対する加入促進活動等を行う際の必要経費に対する助成	農業共済加入促進事業	(P46)
15. 農山漁村の活性化施設が被害を受けた				
(1) 活性化施設の復旧をしたい				
補助事業	1	被災した農山漁村の活性化に資する施設の整備等を支援	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）	P47
16. 農業法人等での雇用が不足している				
(1) 農業法人等の雇用維持を図りたい				
補助事業	1	地震による被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援	①被災農業者向け農の雇用事業 ②農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）	P48
	2	震災により生産現場や選果場等を支える労働力不足の解消のための取組みを支援	熊本地震復興労働力確保対策事業	P49
17. 農山漁村の地域活動が低下している				
(1) 地域のコミュニティの再構築や活性化を図りたい				
補助事業	1	震災を受けて低下している地域のコミュニティ機能や地域活動及び交流の活性化を図るため、震災復興の取組みを重点に、住民主体の地域活動を支援	くまもと里モンプロジェクト推進事業	P50

震災復旧緊急対策経営体育成支援事業 (被災農業者向け経営体育成支援事業)

1. 目的

「平成28年熊本地震」により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧等を緊急的に支援し、早急な営農再開による農業経営の安定化を図る。

2. 事業内容

- 1) 農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕（必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む）
- 2) 農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕

※助成対象外

- ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
- ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）

- 3) 被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理

3. 支援対象者

農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者

4. 事業主体

市町村

5. 負担割合

- 1)、2) 国5/10、県2/10、市町村2/10
- 3) 国5/10、県2.5/10、市町村2.5/10

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 生産経営局 農地・担い手支援課
(096-333-2382)

産地活性化総合対策事業 (平成 28 年熊本地震対応産地支援事業)

1. 目的

平成 28 年熊本地震の影響により、産地において、作物、農地、農業機械等に大きな被害が発生しており、当該産地における農業生産に大きな影響を及ぼしていることから、被災を機に作物転換や規模拡大を図る産地において必要な農業機械等のリース導入や、作物の種苗、パイプハウスの設置等に必要な生産資材の導入等の取組を支援。

2. 事業内容

1) リース方式による農業機械等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む場合に必要な農業機械や施設園芸用機器等をリース方式により導入する取組

2) 生産資材の共同調達支援

被災を機に作物転換や規模拡大等を図る場合に必要なパイプハウス等の生産資材を共同調達する取組

3) 種苗等の導入支援

被災により、一時的な作物転換や再播種・再定植を余儀なくされた場合に必要となる種苗の共同購入、農作業委託、農業用機械のレンタル等に要する経費を支援

3. 支援対象者

被災された農業者のうち、作物転換や規模拡大等に取り組む農業者

4. 事業主体

市町村、農業者団体等

5. 負担割合

国 1 / 2 以内等

6. 問い合わせ先

農林水産省 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

生産局園芸作物課 (03-6738-7423)

生産局地域対策官 (03-6744-2117)

政策統括官付穀物課 (03-3502-5965)

政策統括官付地域作物課 (03-3502-5963)

畜産クラスター事業

(平成 28 年熊本地震対応)

1. 目的

平成 28 年熊本地震の影響により、畜舎等の施設、設備に加え、死亡牛も発生するなど大きな被害が発生しており、畜産経営に大きな影響を及ぼしている。

このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、被災地域において、地域として経営再開・体質強化を進める取組（施設整備・機械導入等）を支援する。

2. 事業内容

1) 畜産クラスター事業（整備事業）

中心的な経営体への施設整備に対する補助

- ・家畜飼養管理施設、家畜排せつ物施設、自給飼料関連施設、これら施設の整備及び補改修等

2) 畜産クラスター事業（機械導入事業）

中心的な経営体への機械のリース導入に対する補助

- ・自給飼料関係機械、家畜飼養管理機械、堆肥調整散布関係機械等

3. 支援対象者

地域一体となって収益力向上を図る熊本地震対応畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産組織等）

4. 事業主体

畜産クラスター協議会

構成：畜産農家、飼料生産支援組織、市町村、県（地域振興局等）、JA、畜産専門農協、畜産関連業者等

5. 負担割合

- 1) 及び 2) 国 1 / 2 以内

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 生産経営局 畜産課

(096-333-2398・2399)

酪農経営支援総合対策事業

1. 目的

被災された酪農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防等の取組等への支援を優先実施。

2. 事業内容

- 1) 簡易畜舎の整備支援
- 2) 資材供給、附帯施設・機械の修理
- 3) 乳用牛の預託
- 4) 初妊牛等の導入
- 5) 生乳流通関係機器のリース導入
- 6) 乳房炎の治療・予防等の取組

3. 支援対象者

被災された酪農家（共同での取組）

4. 事業主体

（一社）中央酪農会議

5. 負担割合

- 1) 国1／2以内（2万円/m²を上限）
- 2) 国1／2以内
- 3) 国1／2以内
- 4) 国1／2以内（275千円/頭等を上限）
- 5) 国1／2以内
- 6) 国1／2以内

6. 問い合わせ先

（独法）農畜産業振興機構 畜産経営対策部 酪農経営課

（03-3583-9332）

（一社）中央酪農会議

（03-6688-9841）

熊本県 農林水産部 生産経営局 畜産課

（096-333-2398）

肉用牛経営安定対策補完事業

1. 目的

被災された肉用牛農家に対し、簡易牛舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導入等への支援を優先実施。

2. 事業内容

- 1) 簡易畜舎の整備支援
- 2) 資材供給、附帯施設・機械の修理
- 3) 繁殖雌牛等の預託
- 4) 繁殖に供する雌牛の導入

3. 支援対象者

被災された肉用牛農家（共同での取組）

4. 事業主体

（公社）熊本県畜産協会

5. 負担割合

- 1) 国 1 / 2 以内（2万円/m²を上限）
- 2) 国 1 / 2 以内
- 3) 国 1 / 2 以内
- 4) 国 1 / 2 以内（275千円/頭等を上限）

6. 問い合わせ先

（独法）農畜産業振興機構 畜産振興部 畜産生産課

（03-3583-4404）

（公社）熊本県畜産協会

（096-369-7820）

熊本県 農林水産部 生産経営局 畜産課

（096-333-2398）

養豚経営安定対策補完事業

1. 目的

被災された養豚農家に対し、簡易畜舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、家畜導入等への支援を優先実施。

2. 事業内容

- 1) 簡易畜舎の整備支援
- 2) 資材供給、附帯施設・機械の修理
- 3) 繁殖に供する雌豚の導入

3. 支援対象者

被災された養豚農家（共同での取組）

4. 事業主体

（一社）日本養豚協会、農協等

5. 負担割合

- 1) 国 1 / 2 以内（2万円/m²を上限）
- 2) 国 1 / 2 以内
- 3) 国 1 / 2 以内（40千円/頭を上限）

6. 問い合わせ先

（独法）農畜産業振興機構 畜産経営対策部 養豚経営課
（03-3583-1150）
熊本県 農林水産部 生産経営局 畜産課
（096-333-2398）

平成28年熊本地震被害対策資金 ー 県の金融支援(概要) ー

【問い合わせ先】 熊本県 農林水産部 団体支援課
(096-333-2371)

資金使途	運転資金			施設等資金				
名称	農林漁業 セーフティネット資金	地震被害対策緊急資金		農業近代化資金		漁業近代化資金	農業経営基盤 強化資金 (スーパーL資金)	農林漁業 施設資金
対象者	農林漁業者	農漁業者		認定農業者	農業者	漁業者	認定農業者	農林漁業者
被害程度要件	運転資金：地震被害による減収量が平年収量の30%以上、かつ、被害金額が農林漁業収入の10%以上であること。 設備等復旧資金：農林漁業施設等が生産に支障を来す程度の被害を受けていること等の市町村長の証明を受けていること。 * 無利子化の対象者は、上記の要件を満たし、「地震被害による減収量が平年収量の30%以上、かつ、被害金額が農林漁業収入の50%以上であること。」							
貸付限度額	1,200万円	1,000万円		個人1,800万円 法人2億円		個人1.5億円 法人3.6億円	個人3億円 法人10億円	1,200万円
償還期限	10年	10年		施設15年 機械10年	施設15年 機械7年	20年	25年	15年
据置期間	3年	3年		施設7年 機械2年	施設3年 機械2年	3年	10年	3年
融資枠	農業56億円 漁業0.8億円	農業75億円 漁業0.8億円		13.5億円	1.5億円	2億円	2億円	農業2億円 漁業2.4億円
基準金利(%) (利子補給後金利)	0.10	1.40		1.40 (0.10)	1.40 (0.10)	1.40 (0.10)	0.10	0.10
上乗 利子補給率 (%)	0.050~0.100	1.350~1.400		0.050~0.100	0.050~0.100	0.050~0.100	0.050~0.100	0.050~0.100
貸付金利(%) (末端金利)	0.00~0.050	0.00~0.050		0.00~0.050	0.00~0.050	0.00~0.050	0.00~0.050	0.0~0.050
利子補給割合	県:市町村 = 1:1	県:市町村:金融機関 = 5:2:3		県:市町村:金融機関 = 5:2:3		県:市町村:金融機関 = 5:2:3	県:市町村 = 1:1	県:市町村 = 1:1
利子補給期間	3年間			5年間				
債務保証 担保・保証人	-	保証料助成 < 県:市町村 = 1:1 >		保証料助成 < 県:市町村 = 1:1 >		保証料助成 < 県:市町村 = 1:1 >	-	-
融資機関	日本政策金融公庫	農協・銀行等 < 農業 >	天草漁協・漁協 (農中)・銀行等 < 漁業 >	農協・銀行等		天草漁協・漁協(農中)	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫

※ 基準金利の()書きは、通常利子補給後の金利。 ※ 金利は平成28年4月20日現在。
 ※ 貸付金利(末端金利)は、被害状況に応じて、無利子又は上乗せ利子補給の基準となる金利の1/2。

畜産経営体質強化支援資金

1. 目的

畜産クラスター事業等により震災復旧や経営発展に取り組む意欲ある畜産経営体の償還負担の軽減するため、既往負債を長期・低利な資金に一括借換えて、新たな投資を円滑に行うことにより、地域の畜産経営の発展に資する。

2. 事業内容

畜産クラスター計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図るなど意欲ある畜産経営に対し、償還負担を軽減するため既往負債を一括借換える資金。

3. 支援対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 認定農業者（クラスター計画の中心的な経営体となることができない合理的な事由がある場合に限る。）
- (2) クラスター計画に定める中心的な経営体
- (3) 熊本地震対応畜産クラスター計画における中心的な経営体

4. 事業主体

畜産クラスター事業を実施する酪農、肉用牛又は養豚経営者

5. 負担割合

- (1) 貸付限度額：借換対象資金の借入残高
- (2) 償還期限及び据置期間
酪農及び肉用牛経営：25年以内（据置5年以内）
養豚経営：15年以内（据置5年以内）
- (3) 貸付利率及び利子補給率

(H28.9.30現在・試算値)

区 分	基準金利	貸付利率	中央畜産会 利子補給率	利子補給率（地方負担分）			
				県	市町村	融資機関等	計
貸付当初5年間	1.50	無利子	1.26	0.08	0.02	0.14	0.24
貸付6年目以降	1.50	0.25	1.01	0.08	0.02	0.14	0.24
貸付10年目以降	1.50	0.25	1.01	-	-	0.24	0.24

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 団体支援課
(096-333-2371)

平成28年熊本地震被害対策資金 (農業、水産業)

1. 目的

平成28年熊本地震による被災農林漁業者が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、借り入れた資金の金利負担軽減措置などを講じる。

2. 事業内容

1) 制度資金(利子補給)による支援

被災した農林漁業者に対し、運転資金及び設備資金を融通する金融機関に、市町村が利子補給を行った場合、県が市町村に対し利子補給費補助金を交付する。

対象者 : <運転資金>

運転資金については、この災害により、減収量が平年収量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農林漁業収入の10%以上である旨、市町村長の証明を受けた農林漁業者。

<設備資金>

設備資金については、この災害により、農林漁業施設等が被害を受けていること及びこの災害対策として実施する事業である旨、市町村長の証明を受けた農林漁業者。

利子補給 : 各資金の貸付金利の1/2。

* 対象者であって、減収量が平年収量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農林漁業収入の50%以上である旨、市町村長の証明を受けた農林漁業者は無利子。

対象資金 : <運転資金>

農林漁業セーフティネット資金、地震被害対策緊急資金

<設備資金>

農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業施設資金

2) 農林漁業者等に対する保証料支援

借入者が農業(漁業)信用基金協会に支払う保証料について、市町村が基金協会に対して保証料補助を行った場合、県が市町村に対し保証料補助金を交付する。

対象者 : 平成28年地震被害対策資金(公庫資金以外)の貸付対象者

対象保証料 : 対象者が負担する保証料のうち、利子補給期間に係るもの。

被害程度に応じて2段階の支援措置を講じる。

① 保証料の1/2を補助

平成 28 年地震被害対策資金の貸付対象者の要件を満たすもの
② 保証料全額を補助

平成 28 年地震被害対策資金の貸付対象者の要件を満たし、減収量が平年収量の 30%以上、かつ、減収による損失額が平年農林漁業収入の 50%以上である旨、市町村長の認定を受けた農林漁業者

3) 農業（漁業）信用基金協会への支援

農業（漁業）信用基金協会が代位弁済又は求償権償却に備えて積み立てる特別準備金に対する出えんする。

3. 支援対象者

農林漁業者

4. 事業主体

県、市町村、（融資機関）

5. 負担割合

県・市町村・融資機関 = 5 : 2 : 3 （利子補給（公庫資金以外））
県・市町村 = 1 : 1 （利子補給（公庫資金）、保証料）

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 団体支援課
（096-333-2371）

熊本地震営農支援事業

1. 目的

平成 28 年熊本地震により、県内広範囲で農舎や農業用機械、農業水利施設等の破損がみられ、営農に様々な影響が出ている。これらの被害は現状復旧に時間を要するうえ、農家負担は心情的な点も含め甚大である。このままでは、水不足による作付放棄、作付遅延による収量減少、生産意欲の低下など農業経営の悪化や耕作放棄地の増加が懸念される。このため作物転換や給水など営農維持に必要な緊急的な支援を行い、本県の農業経営維持を図る。

2. 事業内容

- 1) 種子用大豆確保事業
転換用大豆種子の確保・供給にかかる経費への助成
- 2) 生産組織作業委託支援事業
作物転換等にかかる生産組織等の作業受託の掛かり増し経費への助成
- 3) 応急給水支援事業
水確保が困難となった農業者への応急的な灌水資材等導入への支援

3. 支援対象者

被災された農業者、生産組織等

4. 事業主体

- 1) 2) : 熊本県農業協同組合中央会
- 3) : 農業協同組合、農業者の組織する団体等

5. 負担割合

- 1) 県定額
- 2) 県定額
- 3) 県 1 / 2 以内

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 生産経営局 農産園芸課
(096-333-2389、096-333-2393)

果樹・茶産地再生支援対策

1. 目的

平成 28 年熊本地震により、果樹・茶産地において、倒木等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹・茶の改植、未収益期間等に対する支援。

2. 事業内容

1) 果樹における改植及び未収益期間対策

果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた果樹の改植及び未収益期間に対する支援

(この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能)

【具体的な支援内容】改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等
未収益期間に必要な肥料代や農薬代等

2) 茶における改植及び未収益期間対策

茶産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた茶園を中心に、新植・改植、改植に伴う未収益期間、茶園整理等に対する支援

【具体的な支援内容】改植、移動改植、新植、台切り、担い手への集積等に伴う茶園整理、棚栽培への転換

3. 支援対象者

果樹生産者、茶生産者グループ

4. 事業主体

- 1) 民間団体
- 2) 農業者等の組織する団体

5. 負担割合

- 1) 国定額、国 1 / 2
- 2) 国定額

6. 問い合わせ先

- <果樹> 農林水産省生産局園芸作物課 (03-3502-5957)
<茶> 農林水産省生産局地域対策官 (03-6744-2117)

畜産経営復旧緊急支援事業

1. 目的

平成 28 年熊本地震により被害を受けた畜産農家の経営再建に向けた取組を緊急的に支援し、被災農家の経営継続並びに本県畜産業の復旧を図る。

2. 事業内容

1) 被災家畜適正処理支援

地震により死亡、負傷した家畜の搬出、輸送・処理等に要する経費の一部を支援

2) 家畜飼養管理緊急支援

被災により生産活動が困難になった畜産農家の施設が復旧するまでの間、以下の取組に要する経費に対して経費の一部を支援

- ①家畜飼養管理、堆肥処理等の作業委託
- ②一時的な家畜の預託管理

3. 支援対象者

畜産農家

4. 事業主体

市町村、農業団体等

5. 負担割合

- 1) 県 1 / 2 以内
- 2) ①県定額
- ②県 1 / 2 以内

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 生産経営局 畜産課
(096-333-2398)

地域畜産復興支援事業

1. 目的

平成 28 年熊本地震で被災した地域における畜産業の再建を図るため、地域で策定する復興計画の実現を支援し本県の畜産振興を図る。

2. 事業内容

1) 農協等有家畜貸付

農業団体等が、家畜市場等から家畜を導入する経費の一部を補助し、その家畜を農家に一定期間貸付け

【対象家畜】乳用繁殖牛、肉用繁殖雌牛、繁殖豚及び農用繁殖馬

2) 家畜導入支援

農業者等が家畜を導入する場合に経費の一部を地域畜産復興組織を通じて補助

【対象家畜】肉用肥育素牛、肥育用素豚、雛及び肥育用素馬

3. 支援対象者

畜産農家、農業団体等

4. 事業主体

1) 市町村、農業団体等（地域畜産復興組織）

2) 農業者等

5. 負担割合

県 1 / 5 以内（各畜種ごとに上限あり）

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 生産経営局 畜産課
(096-333-2401)

被災された畜産経営に対する支援策（特例措置等）

1. 措置等の内容

<酪農>

1) 酪農ヘルパー利用への追加支援

被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病時等の互助基金の対象に追加（互助基金の対象となり農家負担が1/2）。

<肉用牛>

1) 【肉用子牛生産者補給金制度】において、被災された肉用牛農家に対し、生産者負担金の納付期限の延長等の特別措置を実施

①生産者負担金の納付期限を延長

平成28年4～9月に生後6か月齢に達する肉用子牛について、生産者負担金の納付期限を6か月齢未満から9か月齢未満まで3か月間延長。

②飼養開始月齢の要件を緩和

平成28年4～9月に譲り受けられる肉用子牛について、生産者補給金の対象となる飼養開始月齢要件を2か月齢未満から5か月齢未満まで、3か月間緩和。

2) 【肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者積立金の免除等の特例措置を実施

①生産者積立金の納付を免除

平成28年4～9月納付分の生産者積立金を対象に、納付を免除（この場合、通常の補填金の国費相当分（補填金の3/4）を交付）。

②県を越えて移動した牛も交付対象に追加

平成28年4～9月に他の都道府県に移動して肥育された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和。

また、他の都道府県の生産者に権利を承継した肥育牛についても、補填金の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和。

③肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加

平成28年4～9月に満12か月齢以上で販売された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和。

④個体登録月齢の要件を緩和

平成28年4～9月において、個体登録月齢の要件を14か月未満から17か月未満に緩和。

<養豚>

1) 【養豚経営安定対策事業（豚マルキン）】において、被災された畜産農家の生産者負担金の免除の特例措置を実施

○平成 27 年度第 4 四半期（平成 28 年 1～3 月）分及び平成 28 年度第 1 四半期（平成 28 年 4～6 月）分の生産者負担金対象で、この場合、通常の補填金の国費相当分（補填金の 1/2）を交付。

<採卵鶏>

1) 【鶏卵生産者経営安定対策事業】において、被災された鶏卵農家に対し、積立金の減額や積立金残額の返還を実施

①平成 28 年度の積立金の減額

平成 28 年度の積立金について、契約内容の変更により積立金の減額が可能。

②積立金残額の返還

既に払込済みの積立金について、契約解除申請に基づく手続を経て、その残額の返還を受けることが可能。

<その他>

1) 畜産関係の負債整理資金の緊急的融通

経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、大家畜・養豚特別支援資金について、通常の貸付日（5 月及び 11 月の末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通。

2) 畜産農家に対する飼料代金の支払猶予

被災による影響で飼料代金の支払が困難となった畜産農家に対する飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請（4 月 15 日通知済み）。

2. 支援対象者

畜産農家

3. 問い合わせ先

<酪農>

熊本県酪農業協同組合連合会（096-388-3516）

熊本県 農林水産部 生産経営局 畜産課（096-333-2398）

<肉用牛><養豚><採卵鶏>

熊本県 農林水産部 生産経営局 畜産課（096-333-2398）

<その他>

熊本県 農林水産部 団体支援課（096-333-2371）

多面的機能支払復旧活動支援事業

1. 目的

地震で破損や機能低下等が生じた農地・農業用施設の補修等に取り組む集落の活動を支援する。

2. 事業内容

1) 多面的機能支払復旧活動支援事業

小規模な損壊や、応急手当を実施したものの十分に機能回復されていない農地や農業用施について、その補修等を機動的かつきめ細やかに取り組む活動、また保全管理体制の整備・強化を図る取組を支援。

3. 支援対象者

多面的機能支払交付金の活動組織

4. 事業主体

多面的機能支払交付金の活動組織（農業者等の組織する団体）

5. 負担割合

国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 農村振興局 むらづくり課
(096-333-2416)

熊本地震緊急塩害等対策事業

1. 目的

液状化現象等によるほ場への塩水流入や土壌の酸性化の状況を調査し、除塩対策や酸度矯正の対策を行うことで、農業所得の確保につなげる。

2. 事業内容

1) 塩害等対策調査指導

液状化現象等によるほ場への塩水流入や土壌の酸性化の状況を調査する。

2) 塩害等対策支援

土壌塩分の除去や土壌酸度矯正のために必要な石灰資材の散布支援を行う。

- ・対象資材：石灰資材 10a当たり150kg
(土壌pHに応じて炭酸石灰、硫酸石灰、消石灰等から選定)
- ・採択要件：地震に伴う液状化現象等により、土壌の塩素濃度が0.1%以上、畑作物にあっては0.05%以上、酸性化の場合はpH5未満のほ場であること。

3. 支援対象者

農業者等

4. 事業主体

- 1) 県
- 2) 農業協同組合又は農業者の組織する団体（受益者3戸以上）等

5. 負担割合

- 1) 県10/10
- 2) 県1/3、市町村1/3

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 生産経営局 農業技術課
(096-333-2380)

農地等災害復旧事業

1. 目的

平成 28 年熊本地震により被害を受けた農地、農業用施設について、早急な復旧工事を行い、営農の維持、並びに経営の安定を図る。

2. 事業内容

市町村、土地改良区が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づいて実施する農地、農業用施設の災害復旧。

農地災害復旧事業

農業用施設災害復旧事業

<採択要件>

1 箇所の工事の費用が 40 万円以上。

農業用施設は関係受益戸数 2 戸以上。

3. 事業主体

市町村、土地改良区

4. 負担割合

(1) 基本補助率

農地：国 50%、地元（市町村等） 50%

農業用施設：国 65%、地元（市町村等） 35%

(2) 基本補助率の嵩上げ

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助に関する法律第 3 条第 3 項による (1) の補助率の嵩上げ。

(3) 激甚法による嵩上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の基づく (2) の補助率の嵩上げ

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 農村振興局 農地整備課

(096-333-2417)

農地耕作条件改善事業

1. 目的

震災の影響を受けた地域において、農地等の復旧と一体的に大区画化など、耕作条件の改善を行うとともに、高収益作物への転換等を図る取組を支援

2. 事業内容

1) 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

○定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

○定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援等

2) 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援。「1) 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能。

○定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催等

○定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援等

3. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

4. 負担割合

<定額助成> 国定額

<定率助成> 国50%等

県15%等（農業農村整備推進交付金の対象事業の場合）

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 農村振興局 農地整備課

(096-333-2412)

農村地域防災減災事業

1. 目的

平成 28 年熊本地震による影響が懸念される農業用施設について、二次災害防止のため緊急点検を実施するもの。

2. 事業内容

地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及び計画の策定等。

(1) 安全度評価

農業用施設や農村防災施設等の機能診断等調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うために農村災害対策整備計画を作成するもの。

(2) 耐震性・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域において土地改良施設の耐震性を調査するとともに必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。

3. 事業主体

県または団体

4. 負担割合

国 50% (ただし、二次災害が予想される地域における施設に係る調査計画事業であって、平成 30 年度までに採択する場合にあっては定額補助)

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 農村振興局 農地整備課
(096-333-2417)

災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

1. 目的

熊本地震により被災した農用地や土地改良施設等に関する土地改良事業等の負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成

2. 事業内容

被災農家が安定した営農を再開できるよう、熊本地震により被災した農用地や土地改良施設等が災害復旧事業の適用を受けた場合は、その受益地に係る被災年度の土地改良事業等の負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成

3. 支援対象者

被災し、負担金の償還に支障が生じている土地改良区等

4. 負担割合

国定額

5. 問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課
(03-3502-6277)
熊本県 農林水産部 農村振興局 農村計画課
(096-333-2405)

被災土地改良区復興支援対策

1. 目的

土地改良区の業務運営体制の再構築を図り、早期の営農再開と効率的な施設管理を確保する。

2. 事業内容

1) 業務運営の維持に係る資金借入に対する利子助成

被災した土地改良区の業務運営の維持に係る金融機関からの資金借入に伴い生ずる利子に対して助成。

2) 業務書類・機器等の復旧

熊本地震の被災により破損した組合員名簿、土地原簿、賦課台帳等の復旧及び損傷を受けた事務機器の復旧や賦課システムの再構築に対する支援を実施。

3. 支援対象者

被災し、業務運営に支障が生じている土地改良区

4. 負担割合

国定額

5. 問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 土地改良企画課

(03-3502-6006)

熊本県 農林水産部 農村振興局 農村計画課

(096-333-2405)

生産総合事業（強い農業づくり交付金） （平成28年熊本地震被災施設整備等対策）

1. 目的

「平成28年熊本地震」により被災した産地に対し、農畜産物集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の復旧・整備を支援し、早急な集出荷機能等の回復及び向上を図るとともに、産地競争力強化に向けた力強い生産供給体制を確立する。

2. 事業内容

（1）共同利用施設等の整備

ア「再整備」

特定共同利用施設が被災した場合の補修・修繕・再取得、特定共同利用施設以外の農業生産施設（パイプハウス等）が被災した場合の新たな共同利用施設の整備等

イ「解体等」

アの共同利用施設の新たな整備に伴う、被災した特定共同利用施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄及び当該施設用地の再造成等

3. 支援対象者

被災した農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する団体等

4. 事業主体

農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する団体等

5. 負担割合

国1/2以内、県1/10以内

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 生産経営局 農産園芸課
(096-333-2387)

農業共同利用施設災害復旧事業

1. 目的

異常な自然災害により被災した農業共同利用施設の復旧工事を行い、農業の維持とその経営安定を図る。

2. 事業内容

熊本地震により被災した農業共同利用施設の災害復旧。

<対象となる共同利用施設>

農業倉庫、資材製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍製造施設、給水施設、給油施設、家畜診療施設、公害防止施設等

3. 事業主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等

4. 負担割合

補助率等(暫定法第3条、激甚災害法第6条)

区分		採択基準	補助率等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害(暫定法第3条)		40万円以上	2/10	
激甚災害 (激甚災害法第6条)	告示地域※	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

(※告示地域とは激甚法施行令第19条に基づき告示された地域)

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 生産経営局 農産園芸課

(096-333-2388、096-333-2387)

産地活性化総合対策事業

(平成 28 年熊本地震対応産地緊急支援事業)

1. 目的

平成 28 年熊本地震の影響により集出荷施設等に被害を受けた産地に対し、当該施設における農産物の出荷円滑化を図るために必要となる掛かり増し経費や施設の簡易な復旧措置等の取組を支援

2. 事業内容

1) 周辺の集出荷施設等の活用に対する支援

被災した集出荷施設等で選果・加工できない農産物を他の集出荷施設等に輸送し、選果・加工を行うのに要する輸送費を支援。

2) 集出荷機能の強化に対する支援

被災により機械設備の一部又は全部が機能不全となった集出荷施設等において、人手による選果作業等、機械設備の機能を代替するのに要する労賃を支援。

3) 施設の仮復旧支援

施設の簡易な補修やプレハブのレンタル等により、一時的に集出荷・加工機能を回復させるのに要する費用の一部を支援。

3. 支援対象者

被災した集出荷施設等

4. 事業主体

市町村、農業者団体等（受益の農家が5戸以上ある集出荷施設等の所有者又は運営主体）

5. 負担割合

国定額※、1 / 2 以内等

- ※ 1) 実費の範囲内で、輸送費 7,000 円/トン以内
- 2) 実費の範囲内で、労賃 5,600 円/人・日以内

6. 問い合わせ先

農林水産省 生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
生産局園芸作物課（03-6738-7423）
生産局地域対策官（03-6744-2117）
政策統括官付穀物課（03-6744-2420）
政策統括官付地域作物課（03-6744-2115）

水産業共同利用施設災害復旧事業

1. 目的

熊本地震により被災した漁業協同組合等の所有する水産業共同利用施設の復旧を支援し、水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

2. 事業内容

地震により被災した漁協等が所有する共同利用施設の原形復旧

※ 助成対象

漁業協同組合等が所有する水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にあつては13万円）以上の災害復旧事業

3. 事業主体

漁協等

4. 負担割合

<一般災害>

国 2 / 10

<激甚災害>

◎告示地域

40万円までの部分：国 4 / 10

40万円を超える部分：国 9 / 10

◎その他の地域

40万円までの部分：国 3 / 10

40万円を超える部分：国 5 / 10

補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区分	採択基準	補助率等	
		40万円以下	40万円超
一般災害（暫定法第3条）	40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域 ^{注2}	4/10	9/10
	その他の地域	3/10	5/10

注2 告示地域とは激甚法施行令第19条に基づき告示された地域

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 水産局 水産振興課 活力再生推進班
(096-333-2457)

強い水産業づくり交付金 (平成 28 年熊本地震対応)

1. 目的

平成 28 年熊本地震により被災した共同利用施設の再建（整備又は修繕）等を支援。

2. 事業内容

熊本地震で被災した地域における漁業生産回復に向けた取組に必要な、荷さばき施設等の共同利用施設の再建について支援（共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去等の費用を含む）。

3. 事業主体

県、市町村、水産業協同組合等

4. 負担割合

国 1 / 2 以内等

5. 問い合わせ先

水産庁防災漁村課

(03-6744-2391)

熊本県農林水産部水産局水産振興課 活力再生推進班

(096-333-2457)

卸売市場施設災害復旧事業

1. 目的

県民に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保するため、被災した卸売市場の復旧を支援する。

2. 事業内容

熊本地震により被災した卸売市場における機能の回復に向けた施設整備の支援（卸売市場施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用を含む）。

3. 支援対象者

県内卸売業者等

4. 事業主体

県内卸売業者等

5. 負担割合

<地域拠点市場に係る卸売場・仲卸売場>

国 1 / 2、県 1 / 10

<上記以外の施設>

国 1 / 3、県 1 / 12

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 流通アグリビジネス課
(096-333-2470)

木材加工流通施設等復旧対策事業

1. 目的

平成 28 年熊本地震により被災し、製材品の生産活動が出来ない木材加工流通施設等の復旧を早急に支援し、木材の供給体制を確保するとともに、復興住宅等の地域の木材需要に対応できる生産体制を再整備する。

2. 事業内容

被災した木材加工流通施設等の復旧・整備を支援

3. 支援対象者

被災事業体

4. 事業主体

被災事業体

5. 負担割合

国 1 / 2 (予定)、県 1 / 10

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 森林局 林業振興課
(096-333-2446)

鳥獣被害防止総合対策事業 (地震災害対策分)

1. 目的

地震災害により、過去に整備した被害防止柵等の鳥獣被害防止施設が損壊し、農作物等への鳥獣被害の増加が懸念される。このため、被災した鳥獣被害防止施設の復旧を支援する。

2. 事業内容

地震災害で被災した被害防止柵等の鳥獣被害防止施設の再整備に対する補助。

3. 事業主体

地域協議会等

4. 負担割合

国定額又は国1/2以内等

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 農村振興局 むらづくり課
(096-333-2378)

現年林道災害復旧事業

1. 目的

平成 28 年熊本地震により発生した林道施設災害の早期復旧を図る。

2. 事業内容

市町村等が実施する林道災害復旧への支援。
対象は、民有林林道台帳に登載された林道。

3. 支援対象者

市町村等

4. 事業主体

市町村等

5. 負担割合

<奥地※> 国 65%、市町村等実施主体 35% (基本補助率)

<その他> 国 50%、市町村等実施主体 50% (基本補助率)

※奥地は、利用区域内の森林面積が 500ha 以上ある路線。

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 森林局 林業振興課
(096-333-2445)

緊急治山事業

1. 目的

平成28年熊本地震により発生した山地災害について、再度災害の防止及び下流域の保全を図るため、緊急に復旧整備を行う。

2. 事業内容

県が実施する地震により発生した山地崩壊箇所の復旧工事。

3. 事業主体

県

4. 負担割合

国2/3、県1/3

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 森林局 森林保全課
(096-333-2452)

単県治山事業（県営事業）

1. 目的

平成 28 年熊本地震により発生した保安林等における山地災害のうち、国庫補助の対象とならない荒廃地の復旧や被災治山施設の災害復旧などを行い、治山施設等の機能回復を図り下流域一帯を保全する。

2. 事業内容

県が実施する荒廃地の復旧や被災治山施設の復旧工事。

3. 事業主体

県

4. 負担割合

県 10 / 10

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 森林局 森林保全課
(096-333-2452)

単県治山事業（市町村営事業）

1. 目的

平成 28 年熊本地震により発生した保安林等の区域以外における山地災害のうち、国庫補助の対象とならない荒廃地の災害復旧を市町村が事業主体となって行い、拡大崩壊の防止等を図り下流域一帯を保全する。

2. 事業内容

市町村が実施する荒廃地の災害復旧工事。

3. 事業主体

市町村

4. 負担割合

- ・ 熊本県地域防災計画に登載された箇所 県 2 / 3、市町村 1 / 3
- ・ 市町村地域防災計画に登載された箇所 県 1 / 2、市町村 1 / 2

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 森林局 森林保全課
(096-333-2452)

現年治山災害復旧事業

1. 目的

平成 28 年熊本地震により被災した治山施設の災害復旧を行い、施設の機能回復を図り下流域一帯を保全する。

2. 事業内容

県が実施する被災治山施設の災害復旧工事。

3. 事業主体

県

4. 負担割合

国 833 / 1000、県 167 / 1000 (熊本地震災)

国 667 / 1000、県 333 / 1000 (通常)

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 森林局 森林保全課

(096-333-2452)

治山事業・森林整備事業

1. 目的

熊本地震で被災した山地の復旧整備や、被災した森林の被害木の伐倒等を緊急的に実施。

2. 事業内容

1) 治山事業

地震により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、早急に復旧整備を実施。

2) 森林整備事業

地震の影響により機能が低下している森林において、被害木の伐倒や路網整備などの復旧整備を実施。

3. 事業主体

1) 国、県

2) 国、県、市町村、(研) 森林総合研究所等

4. 負担割合

1) 国10/10、国1/2等、県1/2等

※ 国10/10は国が事業主体で実施する調査(熊本地震復旧対策緊急山地調査:航空レーザー計測の実施)

2) 国10/10、国3/10、県1/10

※ 国10/10は、国等が事業主体で実施する場合

5. 問い合わせ先

1) 熊本県 農林水産部 森林局 森林保全課
(096-333-2452)

2) 林野庁 整備課
(03-6744-2303)

熊本県 農林水産部 森林局 森林整備課
(096-333-2434)

水産多面的機能発揮対策事業

1. 目的

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する「環境・生態系保全」、「海の安全確保」に係る活動への支援を通じ、多面的機能が効果的、効率的に発揮され、水産業・漁村の活性化を図ることを目的とする。

2. 事業内容

熊本地震による山腹崩壊等により河川から河口へ流れ込んだ土砂等が干潟へ堆積したことから、漁場機能の回復を目的として、漁業者による耕うんやアサリの稚貝移植等の干潟保全活動を支援。

<事業の仕組み>

- ・ 県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付。
- ・ 地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し交付金を交付。

3. 支援対象者

漁業者等が構成員となった活動組織

4. 事業主体

熊本県水産多面的機能発揮対策協議会

5. 負担割合

国 70 / 100 (5割相当)、県 15 / 100、市町 15 / 100

<被災地域>

国 10 / 10

要件に該当する災害であって水産庁長官が別に定めるものにより被災した場合であって、速やかに環境・生態系保全の活動項目のいずれかを実施しなければその地域の主要生物資源が死滅するおそれがあるため、当該活動を緊急的に実施することが必要なときに適用（6月16日現在では、白川河口域のみ対象）。

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 水産局 水産振興課
(096-333-2455)

水産環境整備事業費（県営漁場整備）

1. 目的

熊本地震により発生した土砂崩れ等により、河川から流入した土砂等の堆積で機能が低下した漁場において、漁場機能の回復を図るため、滞筋等の整備により堆積物の除去等を行う。

2. 事業内容

漁場の機能回復のための、覆砂、作れい、耕うん等を実施。

3. 事業主体

県

4. 負担割合

国5／10、県4／10、市町1／10

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 水産局 漁港漁場整備課
(096-333-2464)

災害関連大規模漂着流木等処理対策事業

1. 目的

熊本地震により山腹が崩壊し、その後、洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミを放置すると海岸保全施設等の機能を阻害するため流木等の処理を行う。

2. 事業内容

農地海岸保全施設及び漁港海岸保全施設の漂着流木等処理。

3. 事業主体

県

4. 負担割合

国 1 / 2、県 1 / 2

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部

農村振興局 農地整備課 (096-333-2417)

水産局 漁港漁場整備課 (096-333-2464)

熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策

1. 目的

熊本地震により被災した熊本・宇土地域のノリ生産地について、平成28年度の生産に影響が出ないように、被災地全体の計画的・効率的な復旧を行う。

2. 事業内容

- (1) 協議会による計画的・効率的なノリ乾燥機の点検・整備の計画作成
- (2) ノリ乾燥機の点検整備に要する掛増し経費の補助

3. 支援対象者

ノリ養殖業者

4. 事業主体

協議会

5. 負担割合

国 1/2、県 2/10、市 2/10、その他 1/10

6. 問い合わせ先

熊本県農林水産部水産局水産振興課
(096-333-2455)

単県漁港災害復旧設計調査費（県管理漁港）

1. 目的

熊本地震により発生した漁港施設及び漁港海岸保全施設災害について、国庫負担による災害復旧を図るための測量、設計、調査を行う。

2. 事業内容

漁港施設及び漁港海岸保全施設災害に係る測量、設計、調査を実施。

3. 事業主体

県

4. 負担割合

県 10 / 10

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 水産局 漁港漁場整備課
(096-333-2464)

単県漁港漁場施設災害復旧費

1. 目的

熊本地震により発生した漁港漁場施設及び漁港海岸保全施設災害について、国庫負担による災害復旧事業で実施できない小規模で局所的な漁港漁場施設及び漁港海岸保全施設の災害復旧や補修等を行う。

2. 事業内容

漁港、漁場、漁港海岸保全施設の災害復旧工事等を実施。

3. 事業主体

県

4. 負担割合

県10/10

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 水産局 漁港漁場整備課
(096-333-2464)

現年漁港災害復旧費（県管理漁港）

1. 目的

熊本地震により発生した漁港施設及び漁港海岸保全施設災害について、国庫負担による災害復旧事業で早期復旧を図り漁港等の機能を回復する。

2. 事業内容

漁港施設及び漁港海岸保全施設の災害復旧工事を実施。

3. 事業主体

県

4. 負担割合

国 5 / 6、県 1 / 6

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 水産局 漁港漁場整備課
(096-333-2464)

市町村漁港災害復旧設計調査費

1. 目的

熊本地震により発生した市町管理漁港における漁港施設及び漁港海岸保全施設災害について、災害復旧を図るための測量、設計、調査を国庫補助する。

2. 事業内容

市町が実施する漁港施設及び漁港海岸保全施設災害復旧に係る測量、設計、調査への国庫補助。

3. 事業主体

市町

4. 負担割合

国5／10、市町5／10

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 水産局 漁港漁場整備課
(096-333-2464)

農業共済加入促進事業

1. 目的

農業共済の加入促進を図り、農業経営のセーフティネットとしての役割を発揮できるようにする。

2. 事業内容

1) 市町村加入促進支援事業

市町村が果樹共済や園芸施設共済加入者に対する掛金支援を行う場合、必要となる経費に対して支援。

2) 農業共済組合加入促進事業

農業共済組合が未加入者に対する加入促進活動の展開や農家ニーズに合った共済サービスの提供に向けた調査・検討を行う際の必要経費に対して支援。

3. 支援対象者

農業者等

4. 事業主体

- 1) 市町村
- 2) 農業共済組合

5. 負担割合

- 1) 県 1 / 2、市町村 1 / 2
(掛金の 1 / 2 は国庫補助)
- 2) 県 1 / 2、農業共済組合 1 / 2

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 団体支援課
(096-333-2369)

農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)

1. 目的

地震により被災した農山漁村の活性化に資する施設の整備等を支援する。

2. 事業内容

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等により整備した施設であって、熊本地震により被災した施設の整備を交付金により支援（施設の整備に伴う被災施設の撤去等の費用も含む）。

3. 事業主体

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

4. 負担割合

国定額（1／2以内等）

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 農村振興局 むらづくり課
(096-333-2378)

被災農業者向け農の雇用事業

農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

1. 目的

平成 28 年熊本地震による被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援

2. 事業内容

1) 被災農業者向け農の雇用事業

被災農業者等の施設等の復旧までの間、他の農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成。

2) 農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

被災農業法人等が、施設等の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成。

3. 支援対象者

被災農業者等、被災農業法人等

4. 事業主体

全国農業委員会ネットワーク機構

5. 負担割合

1) 国定額

支援単価：年間最大 120 万円

支援期間：最長 2 年間

2) 国定額

支援単価：年間最大 120 万円

支援期間：3 ヶ月～2 年間

6. 問い合わせ先

（一般社団法人）熊本県農業会議

（096-384-3333）

熊本県 農林水産部 生産経営局 農地・担い手支援課

（096-333-2432）

熊本地震復興労働力確保対策事業

1. 目的

震災により生産現場や選果場等を支える労働力不足の解消のための取組みを支援する。

2. 事業内容

労働力確保対策に取り組むＪＡ中央会の運営経費等に係る経費を助成。

3. 支援対象者

被災した農家、選果場等

4. 事業主体

熊本県農業協同組合中央会

5. 負担割合

県 10 / 10

6. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 生産経営局 農地・担い手支援課
(096-333-2432)

くまもと里モンプロジェクト推進事業

1. 目的

平成28年熊本地震等を受けて低下している地域のコミュニティ機能や地域活動及び交流の活性化を図るため、震災復興の取組みを重点に住民主体の地域活動を支援

2. 事業内容

震災からの復旧・復興や持続可能な農山漁村の創造を目指して、以下のテーマのいずれかに沿って取り組む地域活動の立ち上げに要する経費を助成。

- 1) 美しい景観の保全、創造
- 2) 文化・コミュニティの維持、創造
- 3) 地域資源を活用した内発的産業の創造

3. 事業主体

任意の活動組織、NPO法人、各種団体、市町村等

4. 負担割合

県定額（1団体上限50万円）

5. 問い合わせ先

熊本県 農林水産部 農村振興局 むらづくり課
(096-333-2415)